

「IFRSのエンドースメントに関する作業部会」における議論の概要

2013年7月25日、企業会計基準委員会(ASBJ)は、「IFRSのエンドースメントに関する作業部会」(以下、「作業部会」)を設置した。作業部会は2013年6月20日に企業会計審議会より公表された「国際会計基準(IFRS)への対応のあり方に関する当面の方針」(以下、「当面の方針」)を受け([Link](#))、わが国において認められる第4の会計基準となる「エンドースメントされたIFRS」を策定するための議論を行っている。本ニュースレターでは、2014年2月に開催された第8回作業部会までの議論の内容について解説する。

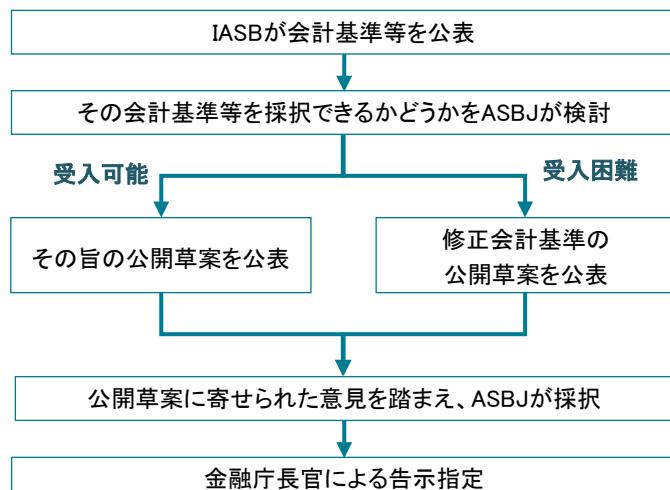
【要約】

- IFRSのエンドースメント手続は、ASBJに設置された「IFRSのエンドースメントに関する作業部会」において進められている。
- エンドースメントされたIFRSは、「会計基準に係る基本的な考え方」、「実務上の困難さ(周辺制度との関連を含む)」に照らして基準間の差異を慎重に検討したのち、なおも受け入れ難いと判断された項目について、IFRSの一部を「削除または修正」して策定する。
- 検討が必要な項目の候補として、約30の項目が抽出され、グルーピングされている。今後は、これらのグルーピングに沿って、議論が進められる予定である。

1. エンドースメント手続の概要

エンドースメント手続は、「当面の方針」において、国際会計基準審議会(IASB)が公表した会計基準及び解釈指針(以下、「会計基準等」)について、わが国で受入可能かどうかを判断した上で、必要に応じて、一部の会計基準等について「削除または修正」をして採択する仕組みとされている。

具体的には次のような手順が想定される。



ASBJは、2013年7月に「IFRSのエンドースメントに関する作業部会」(以下、「作業部会」)を設置しており、IFRSのエンドースメント手続は、この作業部会において議論されている。

2. 初度エンドースメント手続

初回のエンドースメント手続(以下、「初度エンドースメント手続」)は、2012年12月31日時点でIASBにより公表済の会計基準等が対象となる。初度エンドースメント手続の対象となる会計基準等には、国際財務報告基準(IFRS)13本、国際会計基準(IAS)28本、IFRIC解釈指針17本、及びSIC解釈指針8本が含まれている。なお、「財務報告に関する概念フレームワーク」はエンドースメント手続の対象に含まれていない。

初度エンドースメント手続では、まず、ピュアIFRSと日本基準との差異を抽出し、それらの差異を受入可能かどうかが検討される。受入れが困難と判断された項目については、ピュアIFRSを「削除または修正」するための修正会計基準が策定される。

作業部会の検討結果を受け、「削除または修正」を行わずに採択する会計基準等、及び「削除または修正」を行った上で採択する会計基準等とそれに対応する修正国際基準について、ASBJにより公開草案が公表される。

作業部会とASBJは公開草案に対して寄せられた意見を検討し、必要に応じて「削除または修正」を行う項目の範囲及び内容が再検討される。最終的に、ASBJにより会計基準等が採択される。

IASBにより公表された会計基準等及びこれに係る修正会計基準は、金融庁長官による告示指定を経て、正式にわが国において適用可能なエンドースメントされたIFRSとなる。

3. 作業部会における論点の抽出と絞込み

2013年8月に開催された第1回作業部会に始まり、2014年2月までの約半年を通じて、8回に及ぶ作業部会が開催されてきた。作業部会では次のような流れで論点の抽出と絞込みが行われている。

第1回～第4回： IFRSと日本基準とを比較することにより、基準間の差異が広範囲にわたって識別された。

第5回～第7回： 識別した差異から、検討が必要な項目の候補として約30項目が抽出された。

第8回～： 抽出された約30項目は当面の方針に鑑み、会計基準に係る基本的な考え方に対する重要な差異がある項目、または任意適用を積み上げていく上で実務上の困難さがある項目（周辺制度との関連を含む）に大別された。今後は、このグルーピングに沿って検討が行われる。

4. 検討が必要な項目の候補

検討が必要な項目の候補は、次のようにグルーピングされている。今後は、これらのグルーピングに沿って、各項目の「削除または修正」の要否やガイダンス等の策定の要否について、さらに議論を進める予定である。

(A) 会計基準に係る基本的な考え方に対する重要な差異があるもの

① これまでアジェンダ・コンサルテーション等を通じてIASBに対して意見発信を行ってきている項目

リサイクリング、当期純利益に関する項目

- (1) 資本性金融商品(株式)のOCIオプション(IFRS9)
- (2) 退職給付に関する再測定、過去勤務費用(IFAS19)
- (3) 公正価値オプションに指定された金融負債の自己の信用リスク(IFRS9)
- (4) 有形固定資産、無形資産の再評価モデル(IFAS16、IAS38)

公正価値測定の範囲に関する項目

- (4) 有形固定資産、無形資産の再評価モデル(IFAS16、IAS38)
- (5) 非上場株式の公正価値測定(IFRS9)
- (6) 投資不動産の公正価値モデル(IFAS40)
- (7) 生物資産及び農産物の公正価値測定(IFAS41)

アジェンダ・コンサルテーションで指摘したその他の個別項目

- (8) のれんの非償却(IFRS3)

(9) 開発費の資産計上(IFAS38)

(10) 固定資産の減損の戻入れ(IFAS36)

② その他の基本的な考え方に関する項目

- (11) 財政状態計算書(貸借対照表)における純資産の部の表示(IFAS1)
- (12) 包括利益計算書(損益計算書)の段階別表示(特別項目の表示)(非継続事業の表示を含む)(IFAS1)
- (13) 引当金の認識(修繕引当金を含む)(IAS37)
- (14) 全部のれん(IFRS3)

(B) 任意適用を積み上げていく上で、実務上の困難さがあるもの

① 会計基準の適用、解釈に関する項目

- (15) 機能通貨(IFAS21)
- (16) 減価償却方法、耐用年数(IFAS16)
- (9) 開発費の資産計上(IFAS38)
- (5) 非上場株式の公正価値測定(IFRS9)
- (17) 短期有給休暇(IFAS19)
- (18) 金融負債と資本の分類(IFAS32)
- (19) 子会社、関連会社の報告日が異なる場合の取扱い(IFRS10)
- (20) 契約にリースが含まれているか否かの判断(IFRIC4)
- (21) 繰延税金資産の回収可能性(IFAS12)

② 経営管理や取引に影響を与える項目

- (22) 外貨建債券の換算(IFAS21)
- (23) 投資信託の評価(IFRS9)
- (24) 取替法(IFAS16)
- (25) 修正後発事象の会計処理(IFAS10)
- (26) 金融資産の減損(償却原価で計上されている金融資産)(IAS39)

③ 作成コストに関する項目

- (27) 年度における開示(リスク感応度分析、確定給付制度に関する開示、子会社・関連会社等のようやく財務情報)
- (28) 期中財務報告の範囲及び開示対象の期間(財務諸表注記を含む)

編集・発行

有限責任 あづさ監査法人

azsa-ifrs@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めていますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.